

令和元年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

下関市福祉部介護保険課

〔 目 次 〕

①	福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	1
②	複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】	2
③	福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】	7
④	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】	8
⑤	軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	11
⑥	介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	14
⑦	ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】	16
⑧	福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】	19
⑨	身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】	20
⑩	福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】	22
⑪	平成30年度実地指導における指摘事項について【貸与・販売】	25

① 福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後も、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合【※1】**は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付してください。

利用者に交付する福祉用具サービス計画は、担当の介護支援専門員にも交付してください。

【※1】について

福祉用具サービス計画（利用計画）の内容についての変更はなく、他の居宅サービス等の内容変更により居宅サービス計画が変更となる場合は、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者等から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ■ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

② 複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】

利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すことを目的として、福祉用具専門相談員に以下の内容が義務付けられています。

- ① 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
- ② 利用者に交付する福祉用具サービス計画書を介護支援専門員にも交付すること。
- ③ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること。

これを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」の中で、複数商品の提示等に当たっての説明様式を提示し、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や（選定提案）の活用方法、記載上の留意点等を示しています。

福祉用具専門相談員は、適切かつ円滑な制度の施行に向けて、当該ガイドラインをご活用いただきますようお願いいたします。

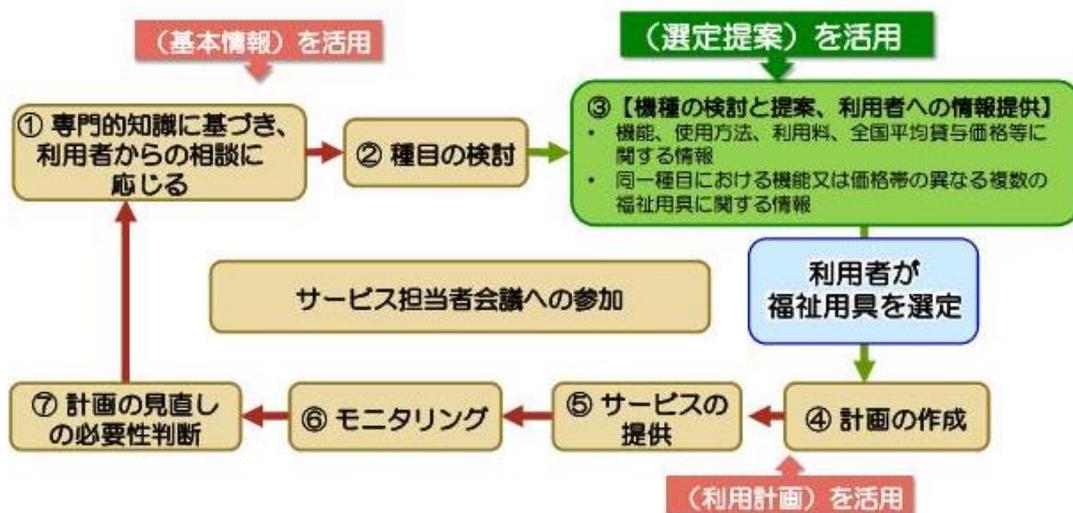
なお、当該様式等の使用を強制する趣旨のものではありませんが、当該様式以外の様式等を使用する場合も、当該様式に記載のある内容を具備しておくようお願いいたします。

- <掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ>
- ①説明様式 (http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)
 - ②ガイドライン (http://www.zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf)
 - ③「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書
(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html)

【ふくせん福祉用具サービス計画書の3点】



【福祉用具の支援プロセスにおける(選定提案)の位置づけ】



【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日 (vol.1))】

【福祉用具貸与】

問130 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

※機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合については、理由等、詳細について記録に残しておく必要があります。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

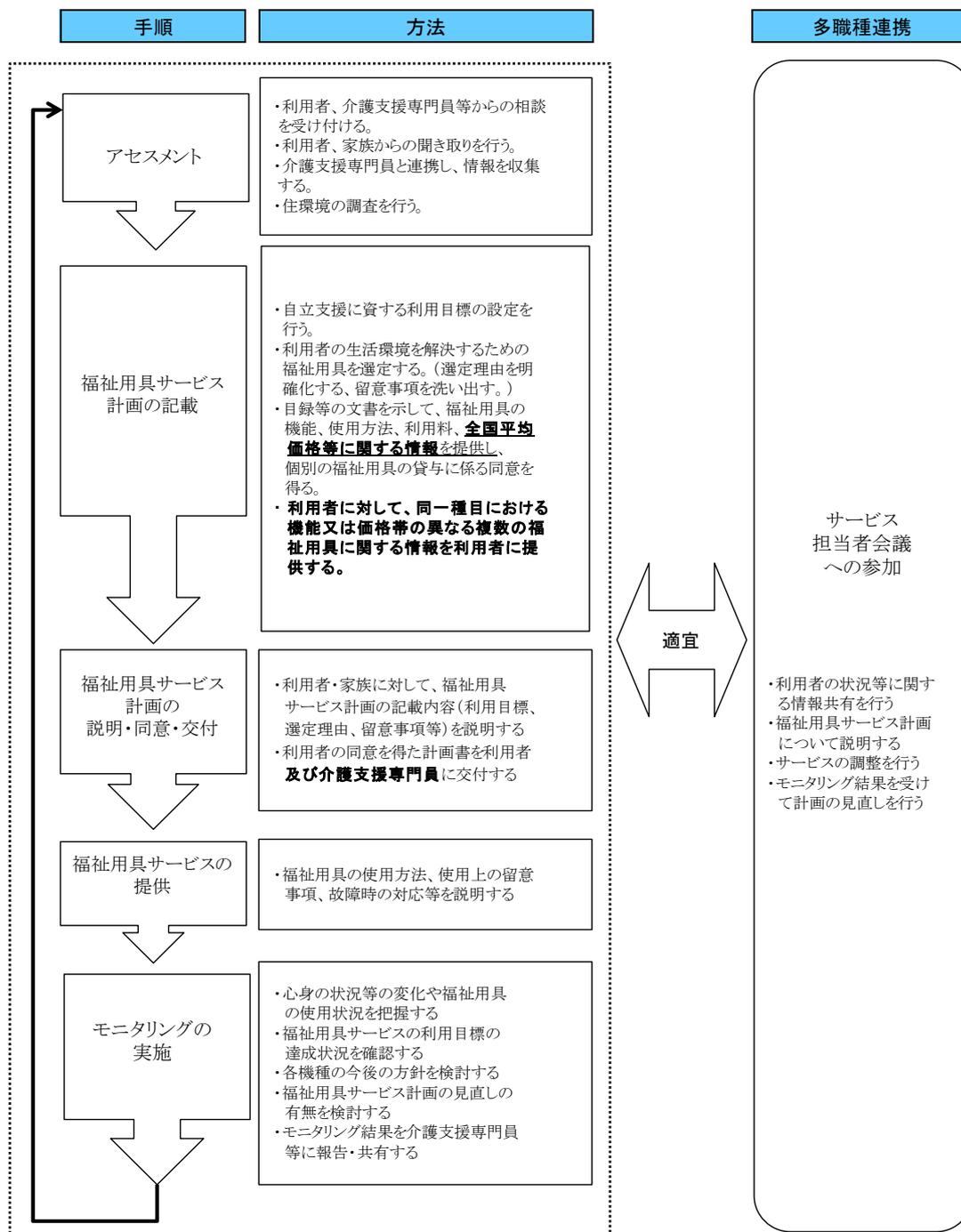
「ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)」の様式(平成30年度4月版)

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)		管理番号		(/ 枚)		
		モニタリング実施日		年	月	日
フリガナ		氏名介護支援事業所		担当 ケアマネジャー		
利用者名		様	要介護度	認定期間	～	
福祉用具利用目標			目標達成状況			
			達成度	詳細		
1			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
2			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
3			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
4			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
	利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用 開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
①			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
②			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
③			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
④			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
⑤			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
⑥			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
⑦			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
⑧			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 再検討	
利用者等の変化						
身体状況・ADL の変化		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	介護開始① (要介護の状況)の 変化		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
家族・要員等の 変化		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	介護開始② (サービス利用 等)・住環境の 変化		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
総合評価						
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり				
次回実施予定日						
年 月 日						

【平成30年3月 福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業報告書より】

③ 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について
 【貸与・販売】

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 ※状況により前後することがあります。



④ 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、当該商品の全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行っています。

福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明しなければなりません。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については厚生労働省ホームページにて公開されています。

貸与価格の公表、貸与価格の上限設定については以下のとおりです。

- ・上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とします。
- ・平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとします。
- ・公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行います。
- ・全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用します。

福祉用具貸与業者において、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されませんのでご注意ください。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格となります。

次項以降に厚生労働省発出の「消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて」を掲載しておりますのでご確認ください。

<掲載先：厚生労働省ホームページ>

福祉・介護 福祉用具

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

老高発0328第2号
平成31年3月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課(室) 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて(通知)

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、昨年10月から、商品ごとに貸与価格の上限を設けることとし、その一覧については、「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」(平成30年7月13日事務連絡)でお知らせしたところです。

今般、「2019年度介護報酬改定に関する審議報告」(平成30年12月26日社会保障審議会介護給付費分科会)を踏まえ、消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

記

1 具体的な取扱いについて

福祉用具貸与価格の上限については、全国平均貸与価格に1標準偏差を加えた額としていますが、当該全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、消費税率8%時の請求実績に基づき算出しています。

消費税率10%への引上げに対応するため、本年10月以降、当該税率引上げ分を現在の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限に反映させる(108分の110を乗じる)こととします。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

なお、来年度以降、新商品等についても、3か月に1度の頻度で貸与価格の上限設定等を行うこととしていますが、その算出が消費税率8%時の請求実績に基づく場合は同様に、本年10月以降、税率引上げ分を反映させることとします。

2 商品ごとの一覧について

税率引上げ分を反映した商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の一覧については、別途お知らせします。

本年10月以降、全国平均貸与価格の利用者への説明や貸与価格の設定に当たっては、別途お知らせする一覧を踏まえて御対応いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111 (内 3985)

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

⑤ 軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2、要介護1の利用者（排便機能を有する自動排泄処理装置においては、要介護2・3の者も含む。）】は、その状態像から見て使用が想定しにくい（介護予防）福祉用具貸与に係る、下記枠内の福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。

下関市では、その判断について「**軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン**」を策定しており、これを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

原則として保険給付の対象外となる種目

「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、
「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、
「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」、
「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」

指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合

- ① 認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」（13項参照）と判断できる場合
→「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし
- ② 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」（13項参照）と判断できる場合
○車いす及び車いす付属品
○（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）
→「福祉用具貸与表1」に係る協議書の提出が必要
※移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフト」は「福祉用具貸与表2」に係る協議書の提出をお願いします。
- ③ 利用者の疾病等により次の状態にあり、i～iiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通

じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」(13項参照)に該当すると判断できる場合

→「福祉用具貸与表2に係る協議書」の提出が必要

②もしくは③に該当する軽度者の場合は、利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課事業者係に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能となります。

認定遅れ等により、軽度者に該当するかどうか確認できないが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護支援専門員から介護保険課事業者係への事前連絡が必要です。認定がおりた後、介護支援専門員は介護保険課事業者係へ結果を連絡し、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出します。②もしくは③に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還となります。

なお、下関市では、提出された協議書の受付日又は事前連絡のあった日を起点として、介護保険適用可否かの審査をします。

【参考】

- 単位数表告示11-注4(予防も同じ)、留意事項通知 第2の9(2)
- 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号(H27.3.13付)
- 「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書^{◆1}を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件(①~③)のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(◆1:認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) →「できない」	
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) →「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) →「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか →「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか →「ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 ※段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) →「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) →「一部介助」又は「全介助」	
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
		(1) 排便が全介助を必要とする者	
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) →「全介助」	

※主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

⑥ 介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について 【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目か否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします（現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します）。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

○「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」

厚生省告示第93号（H11.3.31付）

平成30年度に福祉用具貸与事業所より、以下の商品について介護保険給付の対象種目に該当するか否かの質問がありました。

検討した結果、下関市では介護保険の給付対象と判断いたしました。

企業名：株式会社エクセルエンジニアリング

商品名：徘徊わかーる6900

TAISコード：00682-000035

製品型番：SH6900

分類：徘徊老人監視システム

点滴ポールの貸与について

福祉用具貸与の対象となる福祉用具か否かを判断する要素の一つとして、「治療等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの」があります。

したがって、治療等医療の観点から使用するものに分類されている点滴ポールは介護保険における福祉用具貸与として認められていません。(平成10年8月24日開催 第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会)

しかし、医療の観点から使用されるものではなく、胃ろうや経鼻経管栄養など、栄養補給を行うために使用するものであり、日常生活の場面で必要となる場合は例外的に貸与を認めています。

ただし、個々の状況が大きな判断材料となることから、胃ろうや経鼻経管栄養で使用する目的であっても一概に介護保険給付の貸与を認めるものではありません。

各ケースごとに介護保険課事業者係までご相談ください。

⑦ ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、平成20年から平成26年までに当該車いすを使用中の死亡・重傷事故が51件発生しています。

これを踏まえ、平成28年7月、消費者安全調査委員会において、消費者安全法に基づく消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日付け消安委第62号)のとおり、ハンドル形電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところです。

つきましては、ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けて、今般の意見内容が適切に行われるよう、以下の点に特に注意してください。

1 2 厚生労働大臣への意見

(1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)の試行

ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)として、以下を試行すること。

① 介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体的能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体的能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。

運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。

② 身体的能力(感覚機能、運動機能、認知機能など)及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。

⇒ 厚生労働省においては、「平成29年度老人保健健康増進等事業」を活用し、具体的なリスク低減策について研究事業を進めることとしています。

福祉用具専門相談員においても、新規に貸与する際の用具の点検、利用者の身体の状態に応じた用具の調整、使用方法の説明・指導の際だけでなく、

既に貸与されている利用者へのモニタリング時の確認においても、上記内容に留意して行ってください。

2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

- ① ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。

⇒ 福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等が踏切の横断で使用する事が想定される場合には、

- ・ 充電の残量を常時確認する。
- ・ 踏切の手前では必ず一時停止し、左右の安全確認を行う。
- ・ 線路に対しては直角に進行する。
- ・ 脱輪の恐れがあることから踏切の端には寄り過ぎない。
- ・ 段差の通過は勢いをつけず安全な速度で進行する。

といった安全に使用するための留意事項について、あらかじめ利用者及び家族に説明してください。

なお、迂回が可能な場合には踏切の横断を避けることはもとより、やむを得ず横断する場合でも介助者が同行することが望ましいことは言うまでもありません。

3 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

- ② ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。

⇒ 福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、登降坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定するようにしてください。

4 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与時に関するリスク低減策の実施

- ③ 緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。

⇒ 福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、

- ・ 踏切の横断に際し、脱輪等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器又は周囲の協力を得て非常押しボタンを使用する。
- ・ 急坂、畦道、段差等の走行に際し、バランスを崩す等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器を使用する。

といった周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面を想定しながら検討いただくとともに、必要に応じて実際にハンドル形電動車椅子を使用させながら使用方法の指導を行ってください。

《関係資料》 消費者庁ホームページ

- ・「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」(平成 28 年 7 月 22 日 消安委第 62 号)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_iken.pdf)
- ・「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」(平成 28 年 7 月 22 日 消費者安全調査委員会)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_houkoku_honbun.pdf)

その他

ハンドル形電動車椅子の安全な使用に向けては、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」、電動車いす安全普及協会の「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」がそれぞれのホームページで閲覧が可能となっていますので、これらの情報も積極的に活用してください。

《参考》 ・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」

(<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>)

- ・電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」 (<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>)

⑧ 福祉用具の製品事故等の情報収集について 【貸与・販売】

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされたうえで、利用者が適切に使用するよう、継続して定期的に使用状況の確認を行う等、常に安全を確保する必要があります。各事業所においては、随時、福祉用具の製品事故等の情報収集を行うようにしてください。

製品事故の対象福祉用具の製造者名、製品名がわかった場合は、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は、利用者等に連絡を行い、適正な手続きを行ってください。また、事故の事例を収集するとともに、福祉用具を貸与・販売する際には留意点等の説明を十分行ってください。

製造者・製品名が分からない場合でも、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点の説明を十分行うようお願いします。

(参考)

- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）ホームページ
<http://www.jaspa.gr.jp/>
- ・日本福祉用具評価センター（JASPEC）ホームページ
<http://www.jaspec.jp/>
- ・経済産業省（製品安全ガイド）ホームページ
http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
- ・消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>

⑨ 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】

特養等の介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行為があげられます。

● 身体拘束の具体例 ●

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

※福祉用具専門相談員は、モニタリングの際などに集合住宅等利用者の居宅を訪れることが想定されるため、その際に身体拘束が行われていないかという視点にも留意の上、利用者の状況を確認するようお願いします。

サイドレールを使用した身体拘束について

(質問) 介護ベッドにおいて、利用者が降りる方向の頭部と足側にサイドレールを1本ずつ設置する場合（反対側は壁になっており、降りることはできない場合）、利用者が降りられるスペースを確保したとしても、身体拘束に当たるのか。また、レンタル手すりと同様に設置した場合も、身体拘束に当たるのか

⇒ 貸与・販売に関わらず、サイドレールを取り付けた場合に、利用者が完全に自分で降りられない状態ではなく、スペースを確保することにより、自分で降りることが可能であれば身体拘束に当たらないと考えます。

なお、利用者が自分で降りられない状態（身体拘束）かどうかは、柵の本数によるものではなく、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。「利用者の行動を制限する行為」は利用者の心身の状況によって異なるものであるため、利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。

つまり、同じタイプのサイドレールを同じ様に設置すれば問題ないということではなく、あくまでも各利用者の心身の状況に応じて判断する必要があります。

⑩ 福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】

福祉用具貸与計画について

(質問) 福祉用具貸与計画については、福祉用具専門相談員が作成するという
ことになっているが、他の福祉用具専門相談員や事務職員に利用者の情報
を伝え、代わりに福祉用具貸与計画を作成してもらうことは可能だろうか。
⇒ 基準上、福祉用具専門相談員は利用者の希望、心身の状況及びその置か
れている環境を踏まえ、福祉用具貸与計画を作成しなければならないとさ
れています。また、福祉用具選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導
等については当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談
員が行わなければなりません。福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消
毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、
福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められていま
す。

したがって、福祉用具貸与計画の中で、利用者のサービスの利用に直接
影響の及ぼす項目については、担当の福祉用具専門相談員が作成する必要
があると考えます。

福祉用具の全国平均貸与価格等利用者への説明について

(質問) 福祉用具の全国平均貸与価格等の利用者への説明について、厚生労働
省のホームページには、月平均100件以上の貸与件数がある商品につい
て全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧が掲載されているが、公益財
団法人テクノエイド協会のホームページには月平均100件未満の福祉用
具についても月ごとの平均貸与価格が掲載されている。利用者に説明する
際には、この月ごとの平均貸与価格を用いて行ったほうがよいか。

⇒ 一覧にある月平均100件以上貸与件数のある福祉用具については、利
用者に対して全国平均貸与価格の説明義務があります。月平均100件未
満のものについての説明義務は厚生労働省より示されていないため、しな
くてはならないという範疇にはないと考えます。なお、テクノエイド協会
では毎月平均貸与価格を掲載しており、月平均100件未満の福祉用具に

ついてこれを用いて説明を行う場合、月毎で平均貸与価格が変動するため、利用者を混乱させる可能性に注意し、厚生労働省が発出した平均貸与価格ではない旨の説明が必要です。

機能や価格の異なる複数の商品の提示について

(質問) 入院により引き上げていた商品を、退院にあわせて利用者のご自宅に再搬入する場合、利用者の状況が入院前と変化がなく、同じ商品を希望されているような場合であっても機能や価格の異なる複数の商品の提示は必要か。

⇒ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示することとされています。したがって、アセスメントの結果、利用者の状況に変化がない場合であっても、従前から貸与している福祉用具に加えて複数の商品を提示すべきと考えます。

貸与価格の上限設定に伴う貸与価格変更手続きについて

(質問) 貸与価格の上限設定に伴い貸与価格に変更があった場合、利用者あてに貸与価格の変更については通知を行うが、貸与価格の変更のみで同じ商品を貸与する場合であっても、サービス計画の作成が必要か

⇒ 福祉用具サービス計画に、最低限記載する必要があるとされている事項は、

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

(H24. 3. 16 付け介護保険最新情報V o 1. 267

「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (V o 1. 1)」参照)

であることから、福祉用具の機種に変更がない場合は、サービス計画の作成は不要です。

ただし、利用料については、重要事項説明書に記載すべきと考えられる事項であることから、変更が生じた際には、変更後の料金でのサービス提供開始前に利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得ておく必要があります。

コードの取扱について

(質問) TAIS コード又は届出コードの一覧は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで毎月公表されますが、毎月確認する必要があるか。

⇒ 新たに TAIS コード又は届出コードを取得する商品が一覧に追加されるほか、届出コードから TAIS コードに変更になる商品などもあり得るため、毎月確認する必要があります。正しくコードを記載しない場合は、国保連の審査において返戻となりますのでご注意ください。

⑪ 平成30年度実地指導における指摘事項について【貸与・販売】

< (介護予防) 福祉用具貸与 >

1. 変更の届出等に関する事

(1) 相談室について、市に届け出ている平面図の区画と現況が異なる。

- ☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに指定事項等変更届を提出し、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

2. 内容及び手続の説明及び同意に関する事／運営規程に関する事

(1) 重要事項説明書・運営規程の内容に不備がある。

- ・全国平均貸与価格の説明及び同一種目における機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報の提供について
- ・取扱種目の具体的な記載
- ・利用料等において、一定以上の所得者の負担割合(3割)について
- ・消毒及び保管の業務に関して委託契約をしている全ての事業所の名称
- ・福祉用具専門相談員の勤務体制
- ・事故発生時の対応(事故の状況及び処置の記録について)
- ・苦情処理の体制
- ・利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意署名について

☞ 利用者に対する説明責任として重要事項説明書・運営規程の内容について完備してください。

(2) 指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の文書同意を得ていない事例があった。

☞ 利用者に対し適切な指定(介護予防)福祉用具貸与を提供するため、提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得てください。

3. 指定(介護予防)福祉用具貸与の具体的取扱方針に関する事／(介護予防)福祉用具貸与計画の作成に関する事／居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携に関する事／居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供に関する事

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たって、以下の業務を行ったことが確認できない事例があった。

1. 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等の把握。
2. 福祉用具貸与計画の作成。
3. 福祉用具貸与計画の説明・同意・交付。
4. モニタリングの実施。

☞ 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定（介護予防）福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）福祉用具貸与計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の文書同意を得、交付した上でサービスの提供を開始してください。また、（介護予防）福祉用具貸与計画の実施状況等もしてください。

(2) 担当の居宅介護支援事業所が変更となった利用者について、変更後の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の交付を受けておらず、福祉用具貸与計画についても作成しないまま、引き続き福祉用具を貸与していた事例があった。

☞ （介護予防）福祉用具貸与は、（介護予防）福祉用具貸与計画に基づいてサービスを提供するものであることから、サービス提供開始日までに（介護予防）福祉用具貸与計画を作成してください。

また、（介護予防）福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に沿って作成されなければならないため、担当の居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）との密接な連携に努めてください。

なお、（介護予防）福祉用具貸与計画作成後に居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）より居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が交付された場合は、作成した（介護予防）福祉用具貸与計画が当該居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。

(3) （介護予防）福祉用具貸与計画の基本情報に記載する内容が不十分な事例がある。

☞ 福祉用具専門相談員として実施したアセスメントの結果については記載漏れのないよう注意してください。

(4) 福祉用具貸与計画の同意について、代筆者が利用者氏名及び代筆者氏名の記名・押印をしていたが、代筆者の続柄の記載がなかった。

☞ （介護予防）福祉用具貸与計画の文書同意について、利用者本人が記載することが困難なため代筆者が記載する場合には、代筆者の具体的な続柄についても記載するよう求めてください。

4. 勤務体制の確保等に関する事

(1) 人員基準に関する福祉用具専門相談員の配置は、勤務実績(出勤簿、タイムカード等)で確認できたが、勤務表(予定表・実績表)の内容に不備がある。

- ☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成してください。なお、勤務予定と勤務実績を一体の様式に調製し、記載することは差し支えありません。

5. 衛生管理等に関する事

(1) 福祉用具の保管及び消毒を全部委託により複数の他の事業者に行わせているが、一部の事業者の実施状況について定期的(委託契約書に掲げた期間)に確認しておらず、その結果等も記録していない。

- ☞ 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託する全ての事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。よつて、委託契約書に掲げた期間で確認し、その結果等を記録に残し、2年間保存してください。

6. 秘密保持等に関する事

(1) 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合において、それぞれの同意を文書で得ていない。

- ☞ 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意を文書で得てください。

7. 会計の区分に関する事

(1) 介護保険事業とその他の事業は区分されていたが、指定(介護予防)福祉用具貸与事業とその他の介護保険サービスである指定特定(介護予防)福祉用具販売事業の会計が区分されていない。

- ☞ 介護保険事業の中で、指定(介護予防)福祉用具貸与事業とその他の介護保険サービスである指定特定(介護予防)福祉用具販売事業の会計を区分すること。ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合については、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えありません。

＜ 特定（介護予防）福祉用具販売 ＞

1. 変更の届出等に関する事

(1) 相談室について、市に届け出ている平面図の区画と現況が異なる。

- ☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに指定事項等変更届を提出し、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

2. 内容及び手続の説明及び同意に関する事／運営規程に関する事

(1) 重要事項説明書・運営規程の内容に不備がある。

- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法に関する内容
- ・ 事故発生時の対応（事故の状況及び処置の記録について
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 取扱種目の具体的な記載

- ☞ 利用者に対する説明責任として重要事項説明書・運営規程の内容について完備してください。

(2) 重要事項説明書の代理人の同意欄に続柄の記載がない。

- ☞ 利用者本人が署名できず代筆者が署名する場合には、代筆者名及び続柄の記載を必要としているため、代筆者署名欄に続柄の記載も出来るよう様式を調製してください。

3. 勤務体制の確保等に関する事

(1) 人員基準に関する福祉用具専門相談員の配置は、勤務実績（出勤簿、タイムカード等）で確認できたが、勤務表（予定表・実績表）の内容に不備がある。

- ☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成してください。なお、勤務予定と勤務実績を一体の様式に調製し、記載することは差し支えありません。

4. 秘密保持等に関する事

(1) 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合において、それぞれの同意を文書で得ていない。

- ☞ 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意を文書で得てください。

7. 会計の区分に関すること

(1) 介護保険事業とその他の事業は区分されていたが、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業とその他の介護保険サービスである指定（介護予防）福祉用具貸与事業の会計が区分されていない。

☞ 介護保険事業の中で、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業とその他の介護保険サービスである指定（介護予防）福祉用具貸与事業の会計を区分すること。ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合については、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えありません。